~公民館施設、設備使用規定~

松江市島根公民館(以下公民館という)の施設、設備の使用については、松江市の条例等に 定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

- ①公民館は島根地区の住民が学習や講座、会合等を行う場であり、基本的には島根地区(公民館区)の住民が生涯学習のため優先使用することが原則である。
- ②公民館の使用を希望する場合は、使用する3日前までに所定の用紙に必要な事項を記入の上 公民館に提出すること。
 - (1)公民館使用許可申請書を提出する場合は、原則として職員が勤務している平日の8時3 0分から17時の間に提出すること。
 - (2) 公民館職員のいない夜間・休日に提出する場合、一般使用の者は上記時間に電話で許可を受けてから、使用許可申請書を提出すること。
 - (3) 定期使用の教室・サークルで、夜間・休日に提出した場合は、翌日(休日の場合は休み明け)に希望した日が使用可能であるか、電話で確認すること。
- ③使用許可後に使用を中止する者は、速やかにその旨を申し出るものとする。
- ④使用責任者は、使用終了後に使用簿へ必要事項を記入すること。
- ⑤ごみはすべて持ち帰ること。
- ⑥施設、備品等を破損または紛失した場合は、速やかに公民館に届け出ること。
- ⑦公民館の使用時間は、9時から22時までとする。ただし、21時30分までにはすべての 会合等を終わらせること。
- ⑧会場の準備は使用者において行い、使用後は部屋の清掃をして「来たときよりも美しく」の原則を守ること。
- ⑨公民館を使用するにあたって、使用禁止・使用取消をする場合がある。
 - (1) 営利活動、宗教活動、政治活動
 - (2) 施設を破損、滅失または著しく汚損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 使用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可申請書の記載に偽りがあるとき。
 - (5) 関係所管より中止命令がなされたとき。
 - (6) その他管理上支障があるとき。
- ⑩公民館の駐車場には関係者以外の車は駐車できない。ただし、館長が特に認めたときは駐車

することができる。

⑪公民館の使用にあたっては、使用料、光熱水費等の実費負担を下記のとおり定めるものとする。

(1) 地区住民及び団体等の使用料は原則として徴収しない。 地区外の者が使用した場合は、下記の表に定める使用料を徴収する。ただし3分の1以 上が地区住民で構成される場合は免除することができる。また、館長が特に認めた場合 についても減免することができる。

使用施設	午前9時~午後1時	午後1時~午後5時	午後5時~午後10時
	(1 時間当たり)	(1 時間当たり)	(1 時間当たり)
多目的室(1)	200円	200円	300円
多目的室(2)	200円	200円	300円
和室(1)	100円	100円	200円
和室(2)	100円	100円	200円
会 議 室	200円	200円	300円
調理室	1回当たり 600円		
研 修 室	200円	200円	300円

- ※ 調理室、ピアノの使用については、食器補充および調律の経費として下記金額を徴収する。また、光熱・冷暖房費は別にその実費相当分を徴収することができる。
- 冷暖房費 100円(1時間当たり)
- 調理実習 300円(1回当たり)
- ・ ピアノ 100円 (1時間当たり)

発行: 令和3年3月